

内部統制制度の導入について

業務の適正な執行の一層の確保と、より質の高い行政サービスを提供するため、次のとおり令和4年度から内部統制制度を導入することとし、次に示すように制度の運用を行っていきます。

1 制度の趣旨

第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成28年3月16日）の趣旨を踏まえ、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正（地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による一部改正。以下同じ。）により、地方公共団体に内部統制制度が導入されました。

都道府県及び指定都市は本制度を導入するよう義務付けられ、令和2年度から施行されていますが、指定都市以外の市町村には本制度を導入するよう努力する義務が課されています。

2 内部統制に関する方針

地方自治法の一部改正により、内部統制制度を導入する市町村には「内部統制に関する方針を策定すること」が求められていることから、次の考え方を踏まえ「呉市内部統制に関する方針」（別紙）を定めます。

(1) 内部統制の目的

総務省が策定した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月策定。以下「ガイドライン」といいます。）においては、内部統制の導入により、次の四つの目的が達成されることが求められています。

ア 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行すること。

イ 財務報告等の信頼性の確保

組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること。

ウ 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守すること。

エ 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること。

これら四つの目的を達成することにより、業務の適正な執行の一層の確保と、より質の高い行政サービスを提供していきます。

(2) 内部統制の対象事務

ア 財務に関する事務

イ 適正な管理及び執行を特に確保する必要のある事務

地方自治法の規定により、「財務に関する事務」については、必ず取り組むことが求められています。また、必要に応じて、市長が認める事務を対象として追加することが可能であることから、「適正な管理及び執行を特に確保する必要のある事務」を内部統制の対象事務とします。

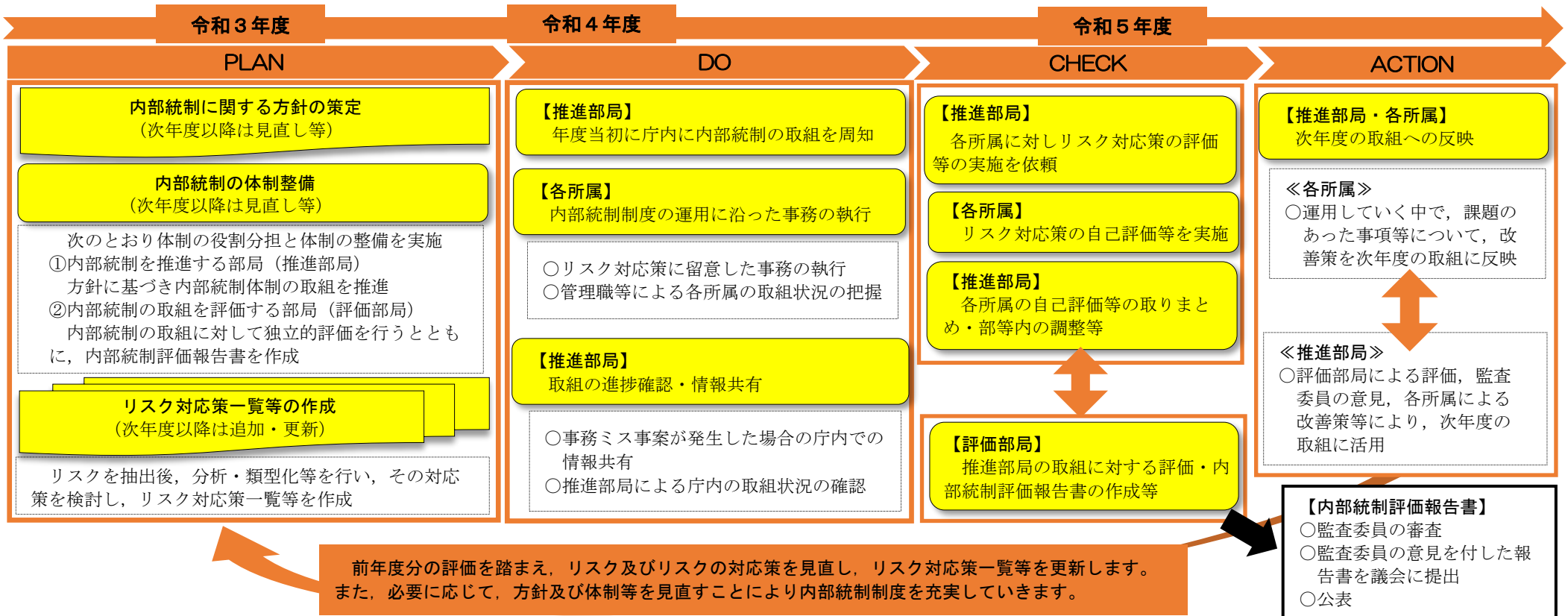
(3) 内部統制の有効性の確保

本方針に基づく内部統制は、上下水道局及び行政委員会を含めた全庁的な体制を整備し、組織的に取り組むこととします。また、その取組については、評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、適宜、見直しを行うこととします。

3 内部統制制度の運用

内部統制制度の運用に係るPDCAサイクルの流れは、次のとおりです。

なお、評価対象期間は、毎会計年度の4月1日から翌年3月31日までです。



4 リスク対応策

これまでの本市における監査委員の指摘事項の事例等を基に、リスクの分析・類型化等を行い、そのうち特に注意を要するものについて、次のとおりリスクを設定し、その対応策を検討しました。事務を行う際には、これらのリスクについて留意した上で事務を執行することとし、事務ミス等の未然防止に取り組んでいきます。

また、設定しているリスクについては、今後の事務の執行状況を踏まえて見直しを行います。

《リスクの一覧》

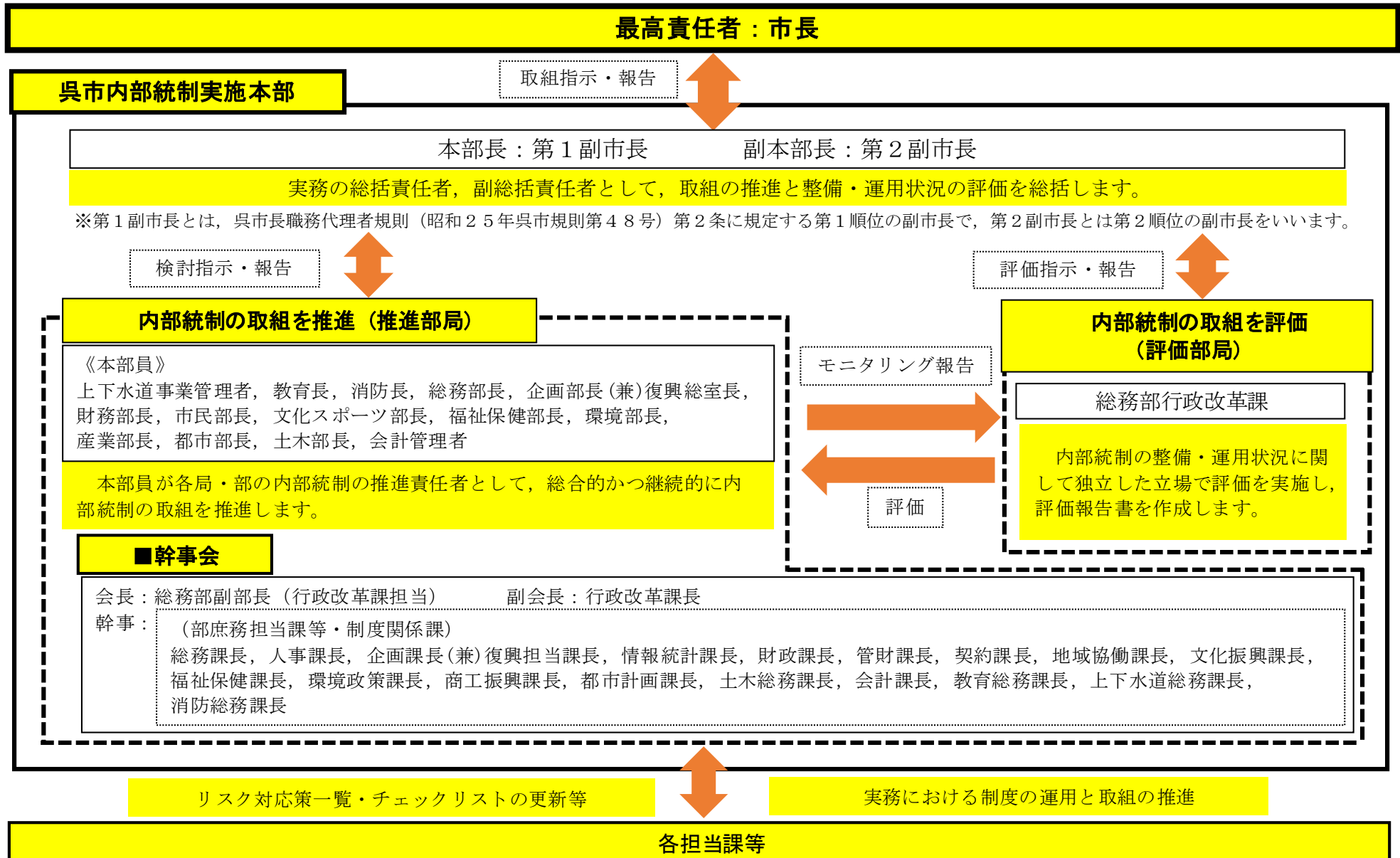
分類	リスク
1 支出一般	①不適切な支出事務 ②検査員の誤り，未指定 ③給与の誤支給
2 契約等	①契約の不適切な手続 ②不適切な契約事務 ③契約内容等の不遵守 ④指定管理者への指示事項等の不備 ⑤設計書の不備 ⑥工事手続遺漏 ⑦契約の秘密に関する事項の漏洩 ⑧その他
3 補助金等	①不適切な補助金交付事務 ②補助金対象事業の不十分な履行管理
4 旅費	①旅費の不適切な支出
5 服務	①不適切な時間外勤務命令 ②不適切な休暇の承認等 ③不適切な制度運用 ④職員の自動車運転資格の不確認 ⑤不適切な自家用車の公務使用 ⑥適正な服務規律の確保等
6 収入一般	①不適切な調定事務 ②納期限の誤り ③課税の誤り ④保険料の誤り ⑤行政財産使用料の誤り ⑥起債借入額の誤り ⑦収納額等の誤り ⑧収入科目の誤り ⑨収入年度の誤り ⑩不適切な債権管理
7 財産管理	①不適切な公金等管理 ②不適切な物品等管理 ③不適切な行政財産使用許可手続 ④不適切な公有財産売払い ⑤不適切な公有財産管理 ⑥不適切な普通財産等貸付け ⑦不適切な施設管理運営
8 情報管理	①情報発信先の誤り ②情報発信内容の誤り ③個人情報への漏えい，紛失 ④庁内情報の確認漏れ ⑤通信回線障害 ⑥ウイルス感染や不正アクセス
9 システム管理	①システムダウン ②データの喪失 ③システムへの誤入力 ④システム改修・更新
10 許認可等	①不適切な許認可等 ②不適切な証明書，許可書等の交付等
11 文書管理	①文書の紛失等 ②著作権の侵害 ③不適切な筆記用具の使用 ④重大な行政資料等の誤り ⑤文書の保存年限の不適切な設定
12 その他重大な事故等につながるおそれがあるもの	①ワクチン接種での事故等 ②イベント中の事故等 ③生活バス等の事故 ④給食の事故等
13 その他の事務	①その他の不適切な事務

《リスク対応策の例》

分類	リスク	リスクの具体例	種別	リスク対応				関係法令等 ※法令等名は略称
				対応策	対応課	対応者		
						担当者 副担当	担当GL	
1 支出一般	① 不適切な支出事務	物品納品の検査年月日が誤っている	財務	・物品納品後，納品日が適切であるか複数人で確認する。	事務担当課	○	○	・物品会計規則第11条 ・呉市会計規則等事務取扱要綱第5条 ・呉市上下水道局物品等検収規程第15条

5 内部統制の実施体制

最高責任者である市長の下、内部統制を実施するために、実務の総括責任者である副市長を本部長とする「呉市内部統制実施本部」を組織し、呉市における内部統制の取組を推進します。



呉市内部統制に関する方針

1 趣旨

人口減少や少子高齢化の進展により、本市を取り巻く社会情勢は、大きな変化に直面しています。このような変化の中においても、直面する行政課題や多様化する市民ニーズに対し、限られた行財政資源（人役、予算）により的確に対応し、より質の高い市民サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していく必要があります。

そこで、本市では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づき内部統制に関する方針を定め、内部統制体制を構築し、組織的な取組を進めていくことで、業務の適正な執行の一層の確保と、より質の高い行政サービスを提供することによる市民サービスの更なる向上を図るとともに、職員が安心して働きやすい職場環境の実現を目指していきます。

2 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務事業の見直し、業務の標準化、業務手順の明確化やICT等の最新の技術を活用した業務改善に取り組むことで、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、組織及び運営の合理化に努めながら、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

予算、決算等に関する報告や政策の実施状況に関する報告等について、正当な手続に基づき作成するとともに、情報の適切な保存及び管理を行い、情報の信頼性の確保に努めます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守するため、職員研修の実施等により職員一人一人が根拠法令等の理解を深めるとともに、コンプライアンスの徹底を図り、組織として法令等を遵守する体制づくりに取り組みます。

(4) 資産の保全

市が保有する有形・無形の財産や現金について、有効な利活用と正当な手続による取得、利用、管理、処分等により、適正な資産の保全に取り組みます。

3 内部統制の対象事務

(1) 財務に関する事務

(2) 適正な管理及び執行を特に確保する必要がある事務

4 内部統制の有効性の確保

この方針に基づく内部統制については、上下水道局及び行政委員会を含めた全庁的な体制を整備し、組織的に取り組みます。また、内部統制の取組については、評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

令和4年 月 日
呉市長 新原 芳明